

議案第 7 1 号

日出町国民健康保険税条例の一部改正について

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日出町国民健康保険税条例（昭和 3 5 年日出町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「次の」を「、次の」に改め、同条第 2 項中「次条」を「第 1 5 条」に、「納税通知書」を「、納税通知書」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（国民健康保険税の納期前の納付）

第 1 4 条の 2 納税義務者は、納税通知書に記載された普通徴収に係る国民健康保険税の納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の国民健康保険税を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の国民健康保険税をあわせて納付することができる。

第 2 3 条第 1 号中「3 3 万円」を「4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に同条に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給

与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第２号及び第３号中「３３万円」を「４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

第２３条の２中「(昭和４０年法律第３３号)」を削り、「よつて」を「よって」に改める。

附則第２項中「(昭和４０年法律第３３号)」、「(次項から附則第６項までにおいて「公的年金等所得」という。）」及び「次項から附則第６項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。」を削り、「同条中「法第７０３条の５に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「法」を「法」に、「とする。）」を「とする。）」及び山林所得金額」と、「１１０万円」とあるのは「１２５万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和３年１月１日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日出町国民健康保険税条例第23条及び附則第2項の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

理 由

地方税法施行令の改正に基づき、国民健康保険税の軽減措置における所得判定基準を見直し、及び国民健康保険税の納期前納付について定めたいので提出する。